

宮津市公報

平成22年12月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

条 例

- 16 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例 1
17 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 1

規 則

- 19 宮津市職員互助会規則の一部を改正する規則 1
20 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則 2

告 示

- 106 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動 2
107 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 2
108 国民健康保険被保険者証の無効 3
109 宮津市議会定例会の招集 3
110 宮津市離職者緊急特別措置事業住宅手当支給要綱 3

公 告

- 23 宮津市職員採用試験第1次試験の合格者 7
24 条件付一般競争入札の実施（府中第1処理分区マンホ - ルポンプ設備工事の請負契約） .. 7
25 宮津市営住宅の入居者の公募 9
26 条件付一般競争入札の実施（宮津運動公園給水ポンプ改修工事の請負契約） 10
27 宮津市職員採用試験の合格者 12

水 道 企 業

《告 示》

- 9 宮津市指定給水装置工事業者の指定 12

教 育 委 員 会

《告 示》

- 17 宮津市教育委員会定例会の招集 12

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 76 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 13

農 業 委 員 会

《告 示》

- 11 宮津市農業委員会総会の招集 13

条 例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月29日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第16号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月29日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第17号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の70」を「100分の65」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

第2条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

規 則

宮津市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月29日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第19号

宮津市職員互助会規則の一部を改正する規則

宮津市職員互助会規則（昭和53年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定により休職にされた会員が会長に申出をしたときは、第1項の規定にかかわらず、給与の支給を受けていない月に限り、会費を免除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第18条第3項の規定は、平成22年7月1日から適用する。

* * *

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第20号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「100分の87以上100分の140以下」を「100分の81以上100分の130以下」に改め、同条第2号中「100分の77以上100分の87未満」を「100分の71.5以上100分の81未満」に改め、同条第3号中「100分の70」を「100分の65」に改め、同条第4号中「100分の70未満」を「100分の65未満」に改める。

第13条の2第1号中「100分の35超」を「100分の30超」に改め、同条第2号中「100分の35」を「100分の30」に改め、同条第3号中「100分の35未満」を「100分の30未満」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第106号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成22年11月2日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第6号

- (1) 名 称 松田板金工業所
(2) 所在地 (変更前) 宮津市字喜多55番地の1
(2) 所在地 (変更後) 宮津市字宮村1579番地の2

* * *

宮津市告示第107号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成22年11月5日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第119号

- (1) 名 称 浪江工業所
(2) 所在地 与謝郡与謝野町字石川2469番地
(3) 代表者 浪江 保
(4) 指定期間 平成22年11月5日～平成26年12月31日

* * *

宮津市告示第108号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成22年11月18日

宮津市長 井上正嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0002663	平成22年4月1日	平成22年10月28日	
宮 - 1000529	平成22年4月1日	平成22年9月10日	

退職被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号67260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0007721	平成22年4月21日	平成22年9月6日	
宮 - 0014223	平成22年4月1日	平成22年10月4日	

* * *

宮津市告示第109号

平成22年第5回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年11月22日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成22年11月29日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第110号

宮津市離職者緊急特別措置事業住宅手当支給要綱を次のように定める。

平成22年11月29日

宮津市長 井上正嗣

宮津市離職者緊急特別措置事業住宅手当支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就労能力及び就労意欲のある離職者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援として住宅手当を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 住宅手当の支給対象者は、本市に住所を有する者で、第4条第1項の規定による申請書の提出の日（以下「申請日」という。）において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成19年10月1日以降に離職した者であること。
- (2) 前号の離職の日の前に主たる生計維持者（自らの労働により対価を得て主として自らの属する世帯の生計を維持している者をいう。以下同じ。）であったこと又は同日前においては主たる生計維持者でなかったが、同日以後離婚等により申請日においては主たる生計維持者となっていること。
- (3) 就労能力及び常用就職（雇用契約において期間の定めがないもの又は6月以上の雇用期間が定められているものをいう。以下同じ。）の意欲があり、公共職業安定所に求職の申込みを行っている又は行おうとしていること。
- (4) 住宅を喪失している者（次条第1項に定める支給月額の上限を超えない家賃の住宅に入居する予定である者に限る。）又は現に居住している住宅を喪失するおそれのある者であること。

- (5) 申請日の属する月における世帯の収入見込額（借入れによる額を除く。以下「収入見込額」という。）が、別表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表の中欄に定める金額であること。ただし、申請日の属する月の翌月において、離職等により収入見込額が同表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表の中欄に定める金額となることを証明することができる場合は、この限りでない。
 - (6) 住宅手当の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者と生計を一にする同居の親族（以下「申請者等」という。）の預貯金の合計額が、別表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表の右欄に定める金額以下であること。
 - (7) 申請者等が、国が実施する就職安定資金融資、訓練・生活支援給付又は長期失業者支援事業若しくは就職活動困難者支援事業による給付を受けていないこと。
 - (8) 申請者等が、地方公共団体が実施する解雇等による住居喪失者に対する家賃の給付又は貸付けを受けていないこと。
 - (9) 申請者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 前項第5号ただし書に該当する場合、離職を理由として収入見込額が別表の中欄に定める金額となるときは、申請日に離職したものとみなす。

（支給額等）

第3条 住宅手当は、月ごとに支給するものとし、その支給月額、支給対象者が賃借する住宅の家賃の月額（住宅費の特別基準額（世帯人員数及び居住地域に応じて定める生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3の2及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7の4(1)のオに定める住宅費の特別基準額をいう。以下同じ。）の額を上限とする。以下「家賃月額」という。）とする。

- 2 支給対象者の属する世帯が単身者の世帯である場合において、その収入見込額が84,000円を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該者に対する住宅手当の支給月額は、当該者の収入見込額から84,000円を減じた額を当該者の家賃月額から減じた額（当該額に100円未満の端数が生じたとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数又はその全額を100円に切り上げた額）とする。
- 3 前項の規定は、支給対象者の属する世帯が世帯人員数が3人以上の世帯である場合について準用する。この場合において、同項中「84,000円」とあるのは、「172,000円」と読み替えるものとする。
- 4 住宅手当の支給期間は、6月以内とし、申請日において住宅を喪失している者にあつては原則として入居日の属する月の翌月から、住宅を喪失するおそれのある者にあつては申請日の属する月の翌月から支給を開始するものとする。
- 5 住宅手当は、住宅の貸主又は貸主から当該住宅の家賃の徴収の委託を受けた者（以下「貸主等」という。）の指定する口座に振り込むことにより支給するものとする。ただし、住宅が公営住宅の場合は、当該公営住宅の設置者が定める方法で支払うことにより支給するものとする。

（支給申請）

第4条 申請者は、住宅手当支給申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公的機関が発行する身分を証明することができる書類の写し
 - (2) 平成19年10月1日以降に離職した者であることが確認できる書類の写し
 - (3) 申請者等のうち収入がある者についての収入が確認できる書類の写し
 - (4) 申請者等の金融機関の通帳等の写し
 - (5) 公共職業安定所から交付を受けた書類のうち、次に掲げる書類
 - ア 求職受付票の写し
 - イ 求職申込みをしていることを証明する書類
 - ウ 雇用施策による貸付け等を利用していないことを証明する書類
- 2 市長は、住宅手当支給申請書を受理したときは、受付印を押印し、申請者にその写しを交付するものとする。

(状況通知書の提出)

第5条 申請者は、貸主又は貸主から賃貸の媒介の委託を受けた宅地建物取引業者（以下「不動産媒介業者等」という。）が記載した住宅に関する状況通知書を市長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第6条 市長は、住宅手当支給申請書及び添付書類等に基づき申請内容の審査を行い、支給対象者として適正であると認めるときは、住宅手当支給対象者証明書を交付するものとする。

(住宅確保の報告)

第7条 支給対象者と認められた者のうち住宅を喪失している者は、不動産媒介業者等に住宅手当支給対象者証明書を提示し、住宅に関する賃貸借契約を締結した後、住宅入居後7日以内に、住宅確保報告書に当該契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第8条 市長は、第5条又は前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(職業相談等)

第9条 前条の規定により住宅手当の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、常用就職に向け、支給期間中に次に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 毎月1回以上公共職業安定所に出向いて職業相談を受けること。
 - (2) 毎月2回以上本市の福祉事務所職員による面接等の支援を受けること。
 - (3) 原則として週1回以上求人に対し応募し、又は求人のための面接を受けること。
- 2 受給者は、前項の活動について毎月市長に報告しなければならない。
- 3 受給者は、常用就職をした場合は、常用就職届を速やかに市長に届け出なければならない。

(支給額の変更)

第10条 受給者は、次に掲げる場合で支給額の変更を必要とするときは、住宅手当支給変更申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 家賃月額の変更があったとき。
 - (2) 受給者が第3条第2項の規定による支給額を受給している場合において、収入見込額が84,000円以下となったとき。
 - (3) 受給者が第3条第3項の規定により準用される同条第2項の規定による支給額を受給している場合において、収入見込額が172,000円以下となったとき。
- 2 市長は、住宅手当支給変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支給額の変更を決定し、当該受給者に通知するものとする。

(支給の延長)

第11条 市長は、受給者の申請があった場合で、当該受給者が継続して第9条第1項各号に規定する活動を誠実にやり、かつ、当該申請の日において第2条第1項各号のすべてに該当するときは、第3条第4項の規定にかかわらず、3月の範囲内で同項に規定する住宅手当の支給期間（次条第4項後段の規定により第3条第4項の規定を適用して定められた支給期間を含む。以下「当初支給期間」という。）を延長することができる。

- 2 前項の申請をしようとする受給者は、当初支給期間の最終の月の末日までに住宅手当支給期間延長申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、住宅手当支給期間延長申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支給期間の延長を決定し、当該受給者に通知するものとする。
- 4 前2条及び次条から第15条までの規定は、第1項の申請をする者及び前項の規定により支給期間を延長された受給者について準用する。

(支給の停止及び再開)

第12条 市長は、受給者が国の実施する訓練・生活支援給付（以下「訓練・生活支援給付」という。）

を受給することとなったときは、住宅手当の支給を停止するものとする。

- 2 訓練・生活支援給付を受給することとなった受給者は、住宅手当支給停止届を速やかに市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、住宅手当の支給を停止し、当該受給者に通知するものとする。
- 4 市長は、受給者が訓練・生活支援給付の終了後、前項の規定により支給が停止された住宅手当の支給の再開を希望する場合は、住宅手当の支給を再開するものとする。この場合において、住宅手当の支給期間については、停止前の支給期間と再開後の支給期間とを通算して、第3条第4項又は前条第1項の規定を適用するものとする。
- 5 前項の住宅手当の支給の再開を希望する受給者は、訓練・生活支援給付の終了までに、訓練・生活支援給付受給終了届を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、訓練・生活支援給付受給終了届の提出があったときは、住宅手当の支給を再開し、当該受給者に通知するものとする。

(支給の中止)

第13条 市長は、受給者が第9条第1項各号に規定する活動を怠っていると認めるときは、当該活動を怠った月の翌月の家賃相当分から住宅手当の支給を中止することができる。

- 2 市長は、受給者が常用就職をしたことにより得られた収入が、単身世帯の場合は84,000円に、単身者の世帯以外の世帯の場合は172,000円に住宅費の特別基準額を加えた額を超えた場合は、超えた月の翌々月以降の家賃相当分から住宅手当の支給を中止するものとする。
- 3 市長は、受給者が貸主の責に帰さない理由により住宅から退去した場合は、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から住宅手当の支給を中止するものとする。
- 4 市長は、受給者又は受給者と生計を一にする同居の親族が暴力団員になったことが判明したときは、直ちに住宅手当の支給を中止するものとする。
- 5 市長は、前各項の規定により住宅手当の支給の中止を決定したときは、受給者に通知するものとする。

(支給決定の取消し及び住宅手当の返還)

第14条 市長は、受給者が虚偽の申請その他不正な手段により住宅手当の支給決定を受けたと認めるときは、その決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、既に支給した住宅手当の全部又は一部を返還させることができる。

(調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、住宅を訪問し、申請者及び受給者の居住の実態について確認することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、住宅手当支給申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第2条関係)

世帯の区分	収入見込額	預貯金の合計額
単身者の世帯	84,000円に家賃月額を加えた額未満の額	500,000円
世帯人員数が2人の世帯	172,000円以下の額	1,000,000円
世帯人員数が3人以上の世帯	172,000円に家賃月額を加えた額未満の額	1,000,000円

公 告

宮津市公告第23号

平成23年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

平成22年11月2日

宮津市長 井上正嗣

第1次試験に合格した者の受験番号

A1001	A1005	A1010	A1013	A1021
A1022	A1023	A1025	A1026	A1028
A1033	A1034	A1035	A1038	A1041
A1043	A1045	B2004		

第2次試験の実施要領

1 個別面接

(1) 日時 平成22年11月26日(金)午前9時～

(2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市役所

2 身体検査

健康診断書により行います。

* * *

宮津市公告第24号

条件付一般競争入札の実施について

府中第1処理分区マンホ-ルポンプ設備工事(宮下交22第9号)の請負契約について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)第104条の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月5日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 工事名 府中第1処理分区マンホ-ルポンプ設備工事

(2) 工事番号 宮下交22第9号

(3) 工事場所 宮津市字中野地内

(4) 工事概要 下水排水用圧送設備工事一式
・マンホ-ルポンプ2基

(5) 工事期間 契約日の翌日から平成23年3月18日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当室 宮津市上下水道室(管理調整係)

宮津市役所本館南棟2階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-22-2121(内線334)

FAX番号 0772-25-1691

E-mail suidou@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可

(2) 許可業種 機械器具設置工事

(3) 総合評定値 機械器具設置工事の総合点が800点以上

(4) 営業所所在地 近畿圏内に本社・営業所を置く者

(5) 施工実績 平成10年以降に、地方自治体発注のマンホ-ルポンプ設備工事で、工事概要に記す規模と同等程度の工事の元請として実績のあること。

(6) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社

と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。

(7) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成22年11月5日（金）午前9時から

平成22年11月16日（火）午後5時まで（ただし、期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）

(2) 設計図書等の閲覧期間

平成22年11月5日（金）午前9時から

平成22年11月26日（金）午後5時まで

閲覧場所 2に示す担当室に同じ

*) 設計図書は希望者に有償で交付する。FAXで申し込み、交付期間内に購入すること。

申込先 2に示す担当室に同じ

購入申込期限 平成22年11月22日（月）午後5時まで

交付日時 平成22年11月24日（水）午前9時から午後5時まで

(3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成22年11月5日（金）午前9時から

平成22年11月16日（火）午後5時まで

(4) 質問の受付

設計図書に関する質問

平成22年11月30日（火）まで

(5) 回答の閲覧

設計図書に関する回答

平成22年12月2日（木）

*) 申請書、入札等に関する質問は随時口頭により回答する。

(6) 入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

(7) 入札日時及び場所

平成22年12月3日（金）午後1時15分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。

7 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除する。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が确实と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、請負代金の額が300万円未滿の場合は、これによらないことができる。

9 支払条件

(1) 前払金

請負代金の4割以内とし、支出限度額は1億円とする。

*) 工事請負代金300万円以上の場合に適用する。

(2) 部分払

請負代金額が300万円以上の場合に適用し、部分払いは3回までとする。

10 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

*) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第25号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住宅等(その他住宅)の入居者を公募します。

平成22年11月15日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	39,000円	4	3DK

2 入居者の資格

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(3) 主たる生計者が40歳未滿であること。

(4) 現に市町村税を滞納していないこと。

(5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係(本館南棟3階)又は市民室市民窓口係(本館1階)に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

(1) 期間 平成22年11月19日(金)から平成22年12月3日(金)まで

(2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 平成22年12月20日(予定)

* * *

宮津市公告第26号

条件付一般競争入札の実施について

宮津運動公園給水ポンプ改修工事の請負契約について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)第104条の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月15日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 工事名 宮津運動公園給水ポンプ改修工事

(2) 工事番号 宮線都公第3号

(3) 工事場所 宮津市字上司地内

(4) 工事概要 給水機器改修設置工事一式
・ユニット型給水ポンプ1基

(5) 工事期間 契約日の翌日から平成23年3月25日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当室 宮津市建設室(監理係)

宮津市役所本館南棟3階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-22-2121(内線304)

FAX番号 0772-22-2890

E-mail kanri@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

(2) 許可業種 機械器具設置工事

(3) 営業所所在地 近畿圏内に本社・営業所を置く者

(4) 施工実績 過去10年間に、官公庁発注給水ポンプ改修工事の元請又は一次下請で工事概要に記す規模と同程度の機器の製作・据付工事の実績があること。

(5) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に配置できること。

(6) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式1)

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 同種工事の施工実績調書(別記様式2)

3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

イ 配置予定技術者調書(別記様式3)

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者(以下「技術者」という。)の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に配置できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極め

て特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成22年11月15日(月)午前9時から

平成22年11月24日(水)午後5時まで(ただし、期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)

(2) 設計図書等の閲覧期間

平成22年11月15日(月)午前9時から

平成22年12月3日(金)午後5時まで

閲覧場所 2に示す担当室に同じ

*) 設計図書は希望者に有償で交付する。FAXで申し込み、交付期間内に購入すること。

申込先 2に示す担当室に同じ

購入申込期限 平成22年11月30日(火)午後4時まで

交付日時 平成22年12月2日(木)午前9時から午後5時まで

(3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成22年11月15日(月)午前9時から

平成22年11月24日(水)午後5時まで

*) 持参提出すること(郵送受付は行わない。)

(4) 質問の受付

設計図書に関する質問

平成22年12月3日(金)まで

(5) 回答の閲覧

設計図書に関する回答

平成22年12月6日(月)

*) 申請書、入札等に関する質問は随時口頭により回答する。

(6) 入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

(7) 入札日時及び場所

平成22年12月8日(水)午後1時30分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。

7 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除する。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、請負代金の額が300万円未滿の場合は、これによらないことができる。

9 支払条件

(1) 前払金

請負代金の4割以内とし、支出限度額は1億円とする。

*) 工事請負代金300万円以上の場合に適用する。

(2) 部分払

請負代金額が300万円以上の場合に適用し、部分払いは3回までとする。

10 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

*) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第27号

平成23年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成22年12月1日

宮津市長 井上正嗣

受験番号

A 1 0 0 5	A 1 0 1 0	A 1 0 2 2	A 1 0 2 3
A 1 0 2 5	A 1 0 2 6	A 1 0 3 3	A 1 0 4 1

水道企業

〈告示〉

宮津市水道告示第9号

宮津市指定給水装置工事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成22年11月5日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S10119号

- (1) 名称 浪江工業所
- (2) 所在地 与謝郡与謝野町字石川2469番地
- (3) 代表者 浪江 保

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第17号

平成22年第16回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成22年11月12日

宮津市教育委員会

委員長 上羽 堅 一

- 1 日 時 平成22年11月25日（木）午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第76号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月26日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾 美智子

- 1 縦覧の期間 平成22年12月3日から12月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市柳縄手345番地の1
（宮津市役所内）
宮津市選挙管理委員会事務局

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成22年11月4日

宮津市農業委員会

会長 森川 耕一郎

- 1 日 時 平成22年11月12日（金）午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
議第21号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
議第22号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
議第23号 非農地証明について
議第24号 平成23年度宮津市農業関係予算と施策に関する要望について